

項目 12：諮問機関**<事務局条文案>**

地区まちづくり活動の活性化に向けた施策を総合的、計画的に推進するため、富士市まちづくり活動推進審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、地区まちづくり活動の推進に関する事項について調査し、審議する。
- 3 審議会は、前項の規定による調査及び審議を行うほか、地区まちづくり活動に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 5 委員には、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
 - (1) まちづくり協議会の代表者等
 - (2) 知識経験者
 - (3) 公募による市民
 - (4) その他市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例

※該当項目なし

②松山市地域におけるまちづくり条例 第4章 松山市地域におけるまちづくり推進委員会

(設置)第15条

地域におけるまちづくりの適正かつ円滑な推進を図るため、地域におけるまちづくりの推進のために必要な措置を講じることができる。

(所掌事項等)第16条

委員会は、市長の諮問に応じ、地域におけるまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議する。

2 委員会は、地域におけるまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)第17条

委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)第18条

委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) まちづくり協議会の代表者その他の役員
- (3) 本市の区域内に居住し、又は通勤・通学をする者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

2 市長は、前項第3号に掲げる者のうちから委員を選任するときは、公募の方法により行うものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。ただし、連続して2期(前任者の残任期間は、1期とする。)を超えて再任されることがない。

(その他)第 19 条

第 15 条から前条までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例 第 3 章 地域コミュニティ活性化推進審議会

(審議会)第 17 条

地域コミュニティの活性化の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市地域コミュニティ活性化審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)第 18 条

審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)第 19 条

委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

④豊中市地域自治推進条例

※該当項目なし

⑤越前市地域自治振興条例

※該当項目なし

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例

第 5 章 宗像市市民参画等推進審議会

(宗像市市民参画等推進審議会の設置)第 45 条

市民参画、協働及びコミュニティ活動をより推進させるとともに、時代の動きに的確に対応させるため、宗像市市民参画等審議会を置く。

2 推進審議会は、第 16 条第 6 項、第 18 条第 3 項及び第 34 条第 2 項の規定により意見を求められている事項について意見を述べるとともに、実施機関の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) この条例に基づき実施される市民参画手続等の進行管理及び評価
- (2) 市民参画、協働及びコミュニティ活動を推進するために必要な施策、方策等の研究
- (3) その他市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関し実施機関が必要と認める事項

3 推進審議会は、審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を述べることが

できる。

- 4 推進審議会に専門の事項を調査審議するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。